

特定個人情報保護評価について

1 定義

特定個人情報保護とは、特定個人情報ファイル¹を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言し、その内容を記載したものです。

根拠法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条（平成25年法律第27号）
※ 以下「番号法」という。

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）
特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

2 目的

番号制度の導入により効率性・利便性が向上する一方、個人番号で個人を特定できるようになるため、従来よりもさらに厳格な情報管理が求められます。情報管理の具体的な内容は、次のとおりです。

- 事前に特定個人情報ファイルの取扱に伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じることで、**個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止すること。**
- 評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱において個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、**国民・住民の信頼を確保すること。**

3 特定個人情報保護評価の仕組みについて

特定個人情報保護評価は、特定個人情報保護ファイルを取り扱う法令上の事務ごとに実施することとされており、その事務の対象人数により、評価の方法が異なります。

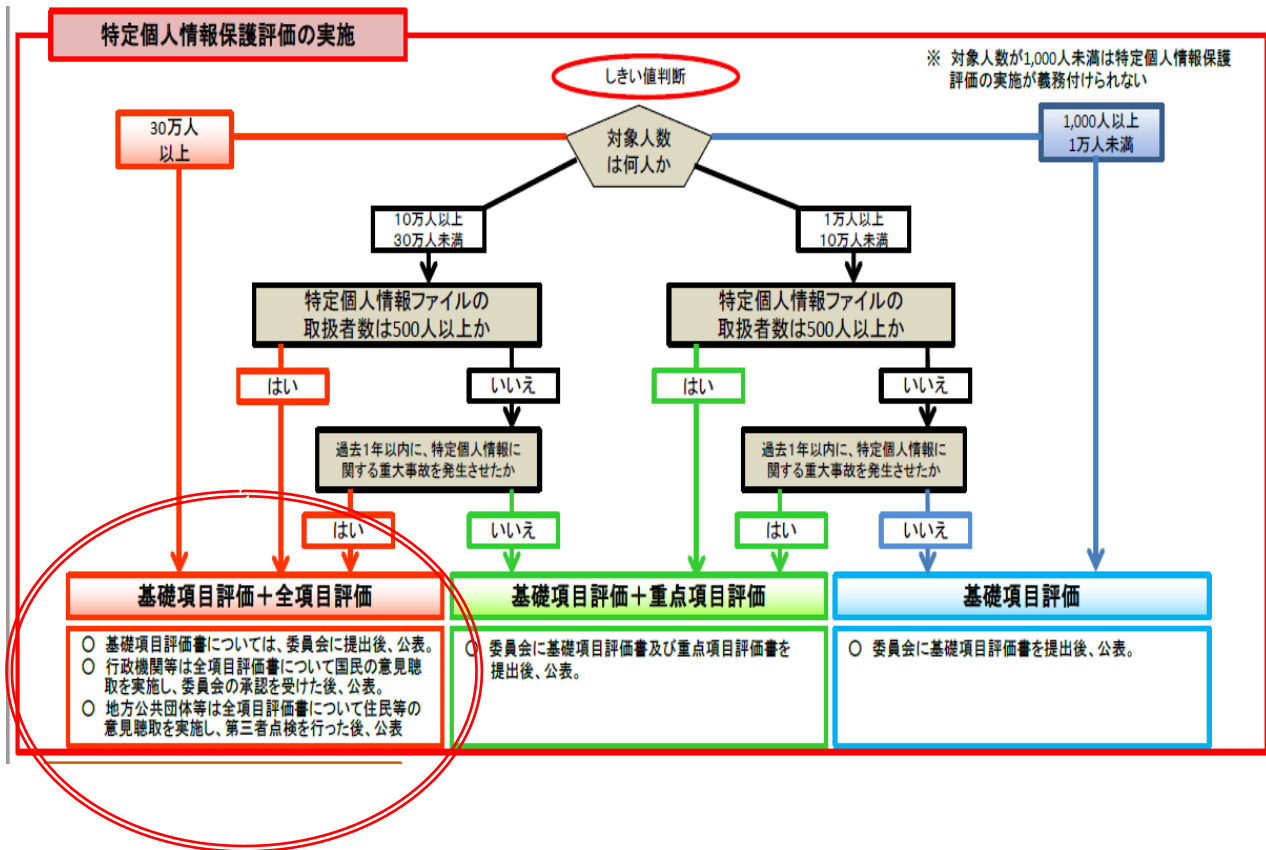
まず、事務の対象人数が1,000人以上であれば、すべての事務において、基礎項目評価書を作成します。また、次のいずれかに該当する場合、詳細な分析である全項目評価を実施する仕組みとなっています。

【全項目評価の対象事務】

- ・事務の対象人数が30万人以上
- ・事務の対象人数が10万人以上かつ特定個人情報ファイルの取扱者数が500人以上
- ・事務の対象人数が10万人以上かつ過去1年以内（情報漏えい、毀損）に重大事故が発生

評価の方法の判断基準については、次のページの図のとおりです。

¹ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（個人情報保護法第2条第2項に規定）であり、番号法においては、個人番号をその内容に含むものをいう。



参考 特定個人情報保護委員会 HP
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hogohyouka_shosai.pdf